

上下水道料金改定について

○令和元年10月消費税の増税(8%→10%)に伴い、料金の改定をします。

現行の料金表(10月分まで)

区 分	水道料金			下水道・浄化槽料金		
	基本料金		超過料金 1m ³ につき	基本料金		超過料金 1m ³ につき
一般用(福祉)	6m ³	1,600円	260円	6m ³	1,480円	240円
一 般 用	10m ³	2,670円	260円	10m ³	2,460円	240円
臨 時 用	10m ³	5,860円	260円	10m ³	5,060円	240円



新料金表(11月分から)

区 分	水道料金			下水道・浄化槽料金		
	基本料金		超過料金 1m ³ につき	基本料金		超過料金 1m ³ につき
一般用(福祉)	6m ³	1,630円	270円	6m ³	1,500円	250円
一 般 用	10m ³	2,710円	270円	10m ³	2,500円	250円
臨 時 用	10m ³	5,970円	270円	10m ³	5,150円	250円

※10月の使用水量から適用され11月分水道(下水道・浄化槽)使用料から算定します。

○水道加入負担金も令和元年10月1日から消費税が10%となります。

新規加入負担金

108,000円  110,000円

※住宅新築などで水道を新設した場合の負担金です。